

# 辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約・施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第1項の規定に基づき、辛子めんたいこ食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「辛子めんたいこ食品」とは、辛子めんたいこ及び辛子めんたいこあえものをいう。</p> <p>2 この規約において「辛子めんたいこ」とは、すけとうだらの卵巣に唐辛子を主原料とする調味液等で味付けしたものをいう。</p> <p>3 この規約において「辛子めんたいこあえもの」とは、くらげ、かずのこ、いか、あわび、椎茸その他の農水産物を辛子めんたいこであえたものであって、辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定める一定割合以上の辛子めんたいこを含有するものをいう。</p> <p>4 この規約において「事業者」とは、辛子めんたいこ食品を製造し(他に製造させる場合を含む。)\若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者をいう。</p> <p>5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)\及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)\ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)\映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信などによるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、辛子めんたいこ食品の容器又は包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文(算用数字及び慣用記号を含む。)\で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 輸入品にあっては、原産国名</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商品の大きさ、形状、商品</p>	<p>第1条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 品名</p> <p>辛子めんたいこについては「辛子めんたいこ」と、辛子めんたいこあえものについては「辛子めんたいこあえもの」とそれぞれ表示する。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>ア 原材料名</p> <p>表示すべき原材料は、すけとうだらの卵巣及びくらげ、かずのこ、いか、あわび、椎茸その他の農水産物とし、その使用量の多いものから順次記載する。</p> <p>イ 食品添加物</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>があらかじめ容器詰めされていないことその他の理由により前項の表示が困難であるものについては、公正取引協議会の査定に基づき、公正取引委員会の承認を得て、同項に掲げる事項の全部若しくは一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により表示することができる。</p> <p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第4条 事業者は、辛子めんたいこ食品について、その内容を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。</p>	<p>食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の規定に基づき表示する。</p> <p>(3) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>ア 「製造者」の文字の次に製造業者の氏名(法人にあってはその名称)及び住所(法人にあっては本社の所在地)並びに製造所の所在地を表示する。ただし、製造所の所在地の替わりにあらかじめ厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号(以下「固有記号」という。)を製造業者の氏名に近接した箇所に表示することができる。</p> <p>イ 製造業者の氏名及び住所の替わりに販売業者の氏名(法人にあってはその名称)及び住所を表示する場合は、「販売者」の文字の次に販売業者の氏名、住所及び固有記号を表示する(固有記号については、販売業者の氏名に近接した箇所に表示する。)</p> <p>ウ 輸入品にあっては、「輸入者」の文字の次に輸入業者の氏名(法人にあってはその名称)及び住所を表示する。</p> <p>(4) 内容量 グラム(g)又はキログラム(kg)の単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>(5) 賞味期限 賞味期限の年月日は、次の例のいずれかによる。 ア 平成7年4月1日 イ 7. 4. 1 ウ 1995. 4. 1</p> <p>(6) 保存方法 賞味期限を確保するために必要な保存の具体的条件(保管温度、保管場所等管理方法等)について、次の例に準じて出来るだけ詳細に表示する。 「10 以下で保存して下さい。」等</p> <p>(7) 輸入品にあっては原産国名 ア 「原産国」とは、辛子めんたいこについてはすけとうだらの卵巣に唐辛子を主原料とする調味液等で味付けをした国を、辛子めんたいこあえものについては農水産物を辛子めんたいこであえた国をいう。 イ 「原産国」又は「産」と表示する。</p> <p>2 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の色及び大きさは、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、品名については、14ポイント以上の活字の大きさの肉太文字で見やすいようにすること(商標又は商品名に品名と同一の文言が記載してあるものを除く。)</p> <p>第2条 規約第4条の「内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装」に当たるかどうかは、次の基準に基づいて判断するものとする。</p> <p>(1) 原則として、内容物の体積が容器の体積に対し3分の2以上であることを目安として、適正包装であるかないかを判定する。 ア 測定方法については、容器の内のりの体積とその内容物の体積の比率とする。ただし、内容物の体積は、それが外接する最小の直方体の体積とみなす。 イ アの内容物の体積の算出に当たっては、商品の特性とその保護のための必要性を勘案して商品の配列を行った状態において測定するものとする。</p> <p>(2) 包装形態別による基準は、次のとおりとする。ただ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>( 不当表示の禁止 )</p> <p>第 5 条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 辛子めんたいこ食品でないものを辛子めんたいこ食品であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 辛子めんたいこ食品の原産国又は原産地について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 辛子めんたいこ食品について、賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 辛子めんたいこ食品について、自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 辛子めんたいこ食品について、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 辛子めんたいこ食品について、他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し、若しくは販売し、又は輸入して販売する辛子めんたいこ食品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>し、容器又は包装を販売の主たる対象とするものについて内容量が誤認されない措置を講じている場合には、この限りでない。</p> <p>ア 木製の折箱等の容器であって、同容器を包装紙によって包装している場合  容器の内のりの体積に対する内容物の体積の比率は、3分の2以上とする。  縁幅は5mm以下、中敷は3mm以下、底の空間は5mm以下とする。  容器、包装紙等の重量は、内容物を含む全重量の30パーセントを超えてはならない。</p> <p>イ 内容物を入れた容器(内容器)を更に紙箱等の容器(外容器)に入れている場合  内容器の内のりの体積は、外容器の外寸体積の70パーセント以上とする。  内容器の内のりの体積に対する内容器の体積の比率は、3分の2以上とする。  外容器の縁幅は2mm以下とする。  内容器の縁幅は5mm以下、中敷は3mm以下、底の空間は3mm以下とする。  容器(外容器及び内容器)包装紙等の重量は、内容物を含む全重量の40パーセントを超えてはならない。</p> <p>(3) 前2号の基準については、現在の包装技術からみて可能な範囲において定めたものであって、包装技術の進歩等により、空間容積をこの基準より少なくすることが可能になれば、逐次改訂するものとする。</p> <p>(4) 見本を展示する場合は、実際のものの内容量が誤認されないようにするとともに、形状、着色の有無等についても誤認されないようにするものとする。</p> <p>第3条 規約第5条に掲げる不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第5条第2号関係  外国で生産された辛子めんたいこ食品について、その辛子めんたいこ食品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められる表示</p> <p>(2) 規約第5条第3号関係  ア 実際には受賞していないのに受賞したかのように受けとられる表示  イ 社会的地位、責任のないものの付けた賞の表示  ウ 申請することにより受賞できる賞の表示  エ 自己が付けた賞の表示</p> <p>(3) 規約第5条第4号関係  ア ある特定の商品に受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示  イ 賞、推奨等の表示に係る商品又は事業が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は事業であることが明らかに認知できない場合の賞、推奨等の表示</p> <p>(4) 規約第5条第5号関係  ア 客観的な根拠によらない「本漬」、「本造り」等の表示  イ 客観的な根拠によらない「最高級」、「最高」、「最優良」、「第一」等の表示  ウ 客観的な根拠によらない「最古」、「元祖」、「当社だけ」等の表示</p> <p>(5) 規約第5条第7号関係  実際のものと著しく異なる見本の表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会の設置)</p> <p>第6条 この規約の目的を達成するため、全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この規約の周知徹底に関すること。</li> <li>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</li> <li>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</li> <li>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</li> <li>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</li> <li>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</li> <li>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</li> <li>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</li> <li>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</li> <li>(10) その他この規約の施行に関すること。</li> </ol> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定によ</p>	<p>第4条 公正取引協議会に加入している事業者が規約に従って製造し、若しくは販売し、又は輸入して販売する辛子めんたいこ食品には、「公正」マークを表示することができる。ただし、「公正」マークは、ガラスその他反復して使用する容器に表示してはならない。</p> <p>2 「公正」マークの使用方法等については、第5条第1項に基づく運用基準によるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>り警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>ただし、第3条第1項第5号に掲げる規定に係る表示については、平成17年7月31日までは、なお従前の例によることができる。</p>	<p>第5条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>ただし、第1条第1項第5号に掲げる規定に係る表示については、平成17年7月31日までは、なお従前の例によることができる。</p>